

業務委託契約書

委託者「大阪府」（以下、「甲」という。）と受託者「」（以下、「乙」という。）とは、甲が、貸付物件「」（以下、「物件」という。）を宅地建物取引業法第2条第2項に規定する建物の賃借の媒介を乙に委託することについて下記の事項のとおり業務委託契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 甲が管理する物件の入居の促進を目的として第3条に定める業務を甲は乙に委託し、乙はこれを受託する。

（契約期間）

第2条 本契約の期間は契約締結日より 年 月 日まで。

（業務委託）

第3条 甲が乙に委託する業務は、物件の入居を促進するため入居希望者の入居斡旋を行うものとする。

（業務委託費）

第4条 甲は、第3条に係る業務委託について、乙によって物件の入居契約が成立した場合、当該物件の契約家賃の1ヵ月分相当額に消費税を加算して、乙に支払うものとする。

（業務委託費の支払い）

第5条 乙は、第4条の業務委託費について、1ヶ月間の入居分を取りまとめた上、翌月の1日から10日までの間に甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求に基づき、この請求を受理した日の翌日から30日以内に業務委託費を乙に支払うものとする。

（乙の報告等）

第6条 乙は、入居斡旋が成約した場合は、入居者斡旋報告書（様式第1号）により速やかに報告するものとする。

2 甲は、乙に対して活動状況について、隨時報告を求めることができる。

（契約解除）

第7条 契約期間中であっても、甲乙協議の上、本契約を解除できるものとする。

（甲の解除権）

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

（1）役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であることが認められたとき。

（2）役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(誓約書の提出)

第9条 乙は、甲に対し大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、甲へ提出しなければならない。但し、甲が、必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(遵守事項)

第10条 乙は、本契約の業務の履行において、宅地建物取引業法を遵守しなければならない。

2 乙は、個人情報の重要性を認識し、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）その他法令に定めるもののほか、本契約の業務を履行ための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(苦情処理及び損害賠償)

第11条 乙は、本契約により、物件の入居希望者から一切の金品を徴収してはならない。

2 乙は、業務実施において入居希望者及び第三者から異議若しくは苦情の申し立てがあった場合は、この責任において解決するものとする。

3 乙は、業務実施において、乙が故意又は過失により、甲または第三者に損害を与えた場合には乙の負担と責任においてその損害を賠償するものとし、甲はその責を一切負わないものとする。

(協議事項)

第12条 甲及び乙は、本契約について疑義が生じた場合は、お互いに誠意を持って解決にあたるものとする。

年 月 日

甲 大阪府
大阪府知事

乙